

# 地域生活圏の形成促進について

---

国土交通省 国土政策局 総合計画課

# 地域の暮らしの現状

人口減少の荒波により、地域の人口・資源は縮小。暮らしの維持のためにはより一層の工夫が必要であるが…

- 地域経営は、自治体のみで行われることが多いが、財政・人的制約等が大きい。民間は参画していない。
- 各種生活サービス等が、事業主体・分野毎に実施されており、事業間の連携が図られていない。
- 地域経営が、行政区画に縛られて行われており、地域間の連携が図られていない。

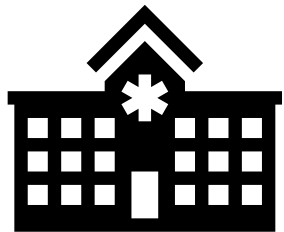
こうした官民・事業・地域の“バラバラ”状態では、  
人口減少の荒波に地域が適応できず、  
住民の日常の暮らしが維持できないことに…

クリニックの統廃合により、  
住民の医療アクセスが悪化。  
高齢者を中心に  
医療難民が発生。

バス・鉄道路線の縮小  
により交通空白が発生。  
高齢者や学生の  
移動が困難に。

農家の後継者不足により  
耕作放棄地が増加。  
害虫・鳥獣被害や  
景観悪化が発生。

集落唯一の商店が閉店。  
食料の買い物のために  
車で長時間先の近隣都市  
のスーパーに行く必要。



# 人口減少下における地域づくりのカギ ～民間の地域経営主体を中心とした「地域生活圏」の形成～

- 国土交通省では、全国の地域づくりにおけるいくつかの先進事例を視察し、以下の共通項があると分析。

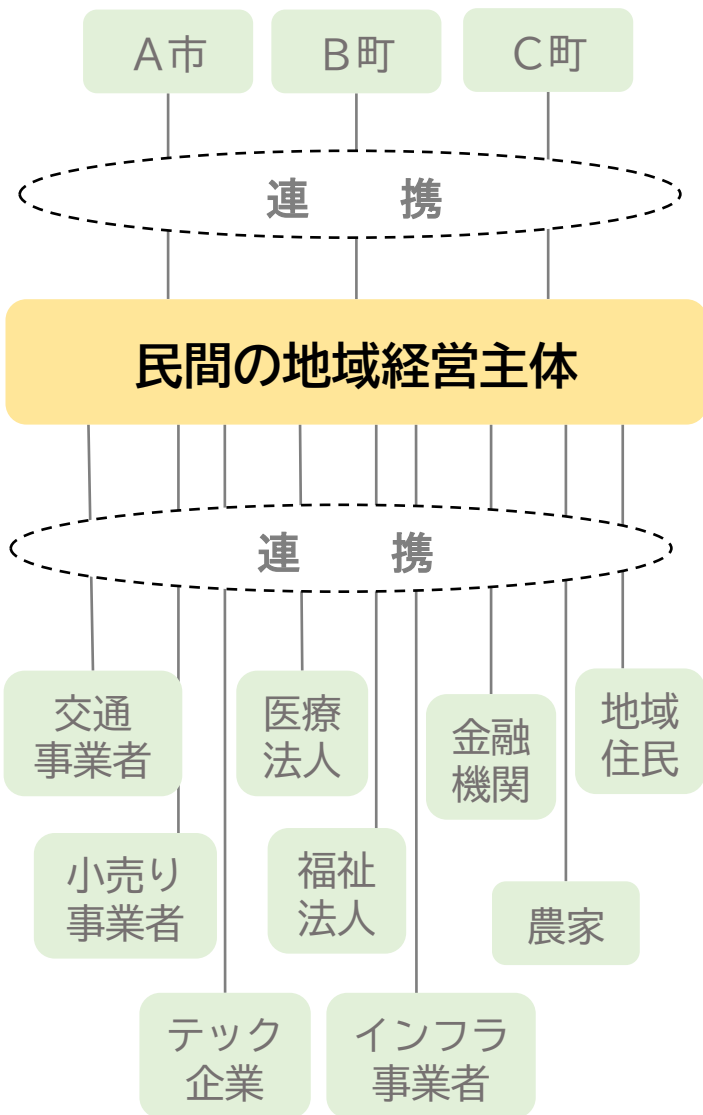
- ✓ 自治体のみで行われていた**地域経営に民間主体が参画**。人材・情報・ノウハウ等の資源を注入。
- ✓ 当該民間主体が地域の各種**事業者間の連携**を促進し、シナジー効果を創出。
- ✓ 当該民間主体がハブとなって、**複数自治体の連携**を図り、地域間の協力・相互補完関係を構築。

- これを踏まえ、国土交通省において、“民間の地域経営主体”の活動を支援し、「地域生活圏」の形成を促進。

自身が持つ人材・情報・ノウハウ等のリソースを活用しながら、  
地域内外の様々な主体をつなぎ、地域全体のマネジメント・課題解決を行う  
**“民間の地域経営主体”** を支援

“民間の地域経営主体”を中心とする地域の取組により、  
日常の暮らしに必要なサービスが持続的に提供される  
**「地域生活圏」** を形成

# 地域生活圏の姿



## ● 例えば…

### 【交通】

地域経営主体の支援の下、自治体にて公共ライドシェアを導入。  
**地域経営主体がハブとなって、タクシー・バス事業者と調整**を行い、  
運行システムの共有等の協力関係を構築。  
⇒ 学生や高齢者を含む地域住民の移動の足を確保。

### 【買い物】

**地域経営主体が隣接都市のスーパーに働きかけ**、小売店が不足する集落への移動販売を導入。加えて**外部地域のITスタートアップ企業との連携**により、ドローンによる宅配事業も実施。  
⇒ 集落住民の食料品の買い物が困難なく可能に。

### 【医療】

**地域経営主体が地域の医療機関、医療機器メーカー、モビリティ企業らをつなぎ**、医療機器・オンライン診療機能を搭載した専門車両による訪問診療を可能に。  
⇒ 高齢者を中心とする医療難民の発生を防止。

### 【農業】

**地域経営主体が農業法人とテック企業をつなぎ**、ICT技術を導入。**宿泊業との連携も仲介**し、二地域居住者を作業員として受け入れ。  
⇒ 営農が効率化し、後継者不足の農家から農地を受け入れ。耕作放棄地の発生及びこれに伴う害虫・鳥獣被害や景観悪化を防止。

# 「地域生活圏」の形成に向けて講じる施策の全体像

- 「地域生活圏」の形成において中心的役割を果たす「民間の地域経営主体」に対し、
  - ① 地域で円滑に活動できるようにする環境整備（地域での信用・信頼付与）
  - ② 先導的な取組への支援による優良事例の形成
  - ③ 地域経営主体の持続性向上に資する、資金を呼び込み人材の育成・確保につながる環境整備の観点から、以下の支援施策を講じることにより、「地域生活圏」の形成を強力に促進する。

## ① 地域で円滑に活動できるようにする環境整備（地域での信用・信頼付与）

### ◆ 民間の地域経営主体に対する認定制度要綱

**概要** 中長期にわたり地域生活圏の形成に取り組む意思・プランを有する民間の地域経営主体を認定

**目的** 国の認定付与によって地域経営主体が円滑に活動できるようにする／同主体の活動を国がワンストップで支援

## ② 先導的な取組への支援による優良事例の形成

### ◆ 先導的な取組への支援（地域生活圏形成リーディング事業）

**概要** 地域経営主体等による先導的取組のモデル事業

**目的** 先導的な取組を資金面で支援するとともに、伴走支援を実施

### ◆ 地域生活圏官民コンソーシアム

**概要** 各地域の地域経営主体やその関係者で構成される官民の知見・課題の共有等の場

**目的** 関係者間で悩み・課題の共有・相談、先進事例の横展開、新たな政策立案に向けた課題や意見の吸い上げ

## ③ 地域経営主体の持続性向上に資する、資金を呼び込み人材の育成・確保につながる環境整備

### ◆ 社会的インパクトの可視化

**概要** 地域課題解決の取組の結果として生じた社会的インパクトを可視化するための方策等を検討・提示

**目的** 資金調達、人材確保、地域の理解増進の円滑化のため、地域経営主体が社会的インパクトを示せるようにする

### ◆ 地域経営主体の担い手人材の確保（地域生活圏形成リーディング事業）

**概要** 地域経営主体の中核人材の発掘・育成のモデル事業

**目的** 人材の発掘・育成に係る取組を資金面で支援

# ① 民間の地域経営主体に対する認定制度要綱（R8.7～施行予定）

## 必要性・目的

- ✓ 民間の地域経営主体の存在・取組について、自治体・事業者・住民らの理解を得ることに苦心するケースあり  
➡ 一定の地域経営主体を国が認定することで、地域社会の信頼・信用につながり、同主体が活動しやすくする
- ✓ 地域生活圏の形成に向けて、交通・買い物・医療・教育等、地域経営主体が関与する分野は多種多様であり、取組推進に際しての課題・疑問等を誰に相談していいのかわからない  
➡ 中長期にわたり取り組む意思・プランを有する地域経営主体に対して、国がワンストップで関連支援策の紹介や助言等の支援を行い、生活サービスの維持・地域課題の解決に計画的・具体的に取り組む主体を後押し

## 施策の概要

### 民間の地域経営主体に対する認定制度要綱

#### <制度の詳細>

- 中長期にわたり地域生活圏の形成に取り組む意思・プランを有する民間の地域経営主体を、国土政策局長が認定
- 認定を受けようとする民間法人は、地域生活圏を形成する対象地域、申請者が果たす役割、実施する取組の内容等を記載した必要書類を作成し、申請。
- 国土政策局長は、以下のような基準を基に審査を行い、有識者に意見を聴取した上で、認定を行う。
  - ・ 申請者が地域全体のマネジメント役、地域のプレイヤー間の連携をコーディネートする役割を担う者であるか
  - ・ 地域の生活サービスの維持を目的としており、活動の内容が住民に恩恵・効果を行き届く内容であるか
  - ・ 認定有効期間（3年を想定。更新可）を超えて中長期に取り組む具体的プランがあるか
  - ・ 申請書類に記載された事項を実施するために必要な組織・人員、資金計画を有しているか

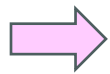
#### <効果>

- 国が認めた民間の地域経営主体であることのお墨付の付与
- 認定主体に対し、国交省国土政策局がワンストップで、関連支援策の紹介や助言等の支援を実施

## ② 地域生活圏形成リーディング事業（R7.4～事業実施中）

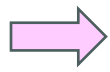
### 必要性・目的

- ✓ 地域経営主体を中心とした地域の関係者の共創により行う先導的な取組を支援・促進する必要



地域経営主体を中心とした地域の先導的な取組に対し、資金面の支援を行う  
優良事例の形成、ノウハウ・知見の横展開により、全国的な地域生活圏の形成を促進

- ✓ 全国各地に地域経営主体を生み出すために、その中核を担うことができる人材を発掘・育成する必要  
また、そうした発掘・人材育成機能を担うことができる主体の創出・発展を図る必要。



地域経営主体の中核を担うことができる人材の発掘・育成を行う取組に対して、資金面の支援を行う  
持続的な中核人材育成事業の創出を図り、人材の育成・確保につながる環境整備を推進



### 施策の概要

#### 地域生活圏形成リーディング事業

##### 先導的な取組への支援事業

- 先導的な取組を行う地域経営主体・自治体・各種事業者等による官民協議会に対し、地域生活圏の形成に向けて必要な、関係者の連携体制の構築、調査、実証事業の実施等に要する経費を支援

##### 地域経営主体の担い手人材の確保

- 地域経営主体の中核を担うことができる人材の発掘・育成を行う自治体・民間事業者等に対し、人材発掘・育成事業の実施に必要な経費を支援

## 概要

日常の暮らしに必要なサービスが持続的に提供される「地域生活圏」の形成に資する、民間の地域経営主体を中心とする地域の先導的な取組に対し支援を行う。

### ⑦ 養父市、豊岡市

【協議会名】但馬地域生活圏形成協議会

(代表：(特非)但馬を結んで育つ会)

【事業名】医療福祉を入口とした地域生活圏形成事業

【概要】但馬地域で中間支援組織がハブとなって官民連携を推進し、医療福祉×交通・教育・子育て×交通を横断的に接続する取組。

### ⑧ 鳥取県、米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町

【協議会名】鳥取県西部地域官民連携プラットフォーム

(代表：(株) 中海テレビ放送)

【事業名】鳥取県西部地域における地域生活圏形成事業

【概要】交通×通信、雇用×通信、電力×生活支援の3事業について、顧客ヒアリングや実証、体制構築を通じて事業性と実現性を検証。

### ⑨ 愛媛県、宇和島市、鬼北町、松野町

【協議会名】宇和島市・鬼北町・松野町官民連携まちづくりネットワーク (代表：一般社団法人チームまちづくり)

【事業名】南愛媛地域における3市町連携まちづくりプロジェクト

【概要】地域ケア(福祉×防災)・関係人口(人材確保×まちづくり)・観光(産業振興×交通)の3分野でプロジェクトチームを設置し、民間主導で課題解決事業を実施する取組。

### ⑩ 鹿児島県、霧島市、曾於市

【協議会名】光来プラットフォーム (代表：一般社団法人光来)

【事業名】あなたの日常は、誰かの非日常。住民の「小商い」プラットフォーム構築

【概要】住民の特技や日常を「小商い」として可視化し、収益化・地域内外互助につなげる仕組みを構築することで、観光コンテンツ等による「稼ぎ」を「暮らしの維持」へ還元する自律循環型エコシステムを構築。



### ① 青森県、鱒ヶ沢町、五所川原市、鶴岡町、中泊町

【協議会名】つがる生活圏モデル創出コンソーシアム

(代表：協同組合マルチワーカージョブステーション鱒ヶ沢)

【事業名】課題を期待に！地域金融機関も参加する官民連合体組織だからこそ創出できる『つがる生活圏モデル』形成事業

【概要】二地域居住や短期滞在で地域外人材の関与を促進し、IT教育、地域通貨による高齢者支援等で地域内の交流・産業・人材活用を強化する取組。

### ② 秋田県、由利本荘市、秋田市

【協議会名】秋田・由利本荘地域生活圏プラットフォーム (代表：秋田ノーザンハビネッツ(株))

【事業名】秋田・由利本荘地区の地域生活圏形成事業

～プロスポーツチームを核とした「こどもの学び・居場所・関係人口」の共創～

【概要】官民協議会で民間の地域経営主体を育成し、子どもの体験・居場所・学びを創出。多世代交流拠点整備と外部人材連携により持続可能な地域生活圏形成を目指す取組。

### ③ 栃木県、那須塩原市、大田原市、那須町

【協議会名】官民連携地域生活圏プラットフォーム (代表：一般社団法人ナスコンバレー協議会)

【事業名】那須地域における中間支援組織を活用した官民連携地域生活圏形成推進事業

【概要】農地再生等の実証を行う中で、ナスコンバレー協議会が民間の地域経営主体としての役割を検証し、民間企業の参入や課題解決の速度・質への効果を調査。

### ④ 長野県、長野市、須坂市、山ノ内町

【協議会名】善光寺平～志賀高原 地域生活圏官民共創協議会 (代表：合同会社もりと)

【事業名】善光寺平～志賀高原地域生活圏共創事業

～千曲川流域から国立公園まで、3市町クロスボーダーでのローカルマネジメント法人の設計と、生活課題の解決・ふるさと住民共助モデルの社会実装に向けた構想・検証～

【概要】地域における多様なアジェンダと都市側の多様なニーズを接続し、地域内外人材の中長期的な関わりと共創を生むエコシステムを民間の地域経営主体として社会実装することを構想・検証。

### ⑤ 中川村、大鹿村

【協議会名】中川大鹿地域生活圏協議会 (代表：ふじぼ林産)

【事業名】地域経営主体による地域生活圏構想策定及びリーディングプロジェクト組成事業

【概要】事業者ヒアリング、マーケティング調査等を通じ、民間事業者等が展開するビジネスとのマッチングを行い、投資可能な事業計画化と人材・資金の呼び込みにより持続的な地域経営を実現する取組。

### ⑥ 守山市、甲賀市、野洲市、湖南市

【協議会名】びわ湖南部地域生活圏プラットフォーム (代表：一般社団法人co.shiga)

【事業名】びわ湖南部における地域生活圏の構築、課題把握及び解決プロセスの共創事業

【概要】びわ湖南部地域等で複数自治体を横断し、地域課題(買い物難民・子育て・ケア等)のデータ化・可視化、大学・企業・行政との連携、小規模実証により課題解決を推進。中間支援やデータ活用の収益化を検討し、持続可能な事業モデルと将来像を構築する取組。

### ③ 地域生活圏官民コンソーシアム（要綱認定実施後に開催）

#### 必要性・目的

- ✓ 地域生活圏の形成に向けて、地域経営主体として、または地域経営主体と連携して活動するなかで、課題が発生しても解決に向けた相談先がわからない

➡ 民間の地域経営主体及びその関係者同士が、各地域間での課題や知見の共有、情報交換等を行う場を提供

#### 施策の概要

#### 地域生活圏官民コンソーシアム

##### <制度の詳細>

- 地域生活圏の形成に取り組む民間事業者、金融機関、自治体等の官民のプレイヤーを集め、各地域間で課題や知見の共有、情報交換等を行う場を設計し、各地域での地域課題解決を後押しするもの。
- 具体的には、地域生活圏の形成に取り組む関係者（民間事業者、金融機関、自治体等）の参加を中心とした官民のクローズドな意見交換会を開催。
- 官民コンソーシアムに参加する地域経営主体は要綱認定取得者に限定し、要綱認定取得者同士及びその他関係者（地域金融機関等）間でコミュニケーションを取りながら、資金面や人材面における自走のための仕組み等について知見を共有する機会を提供する。
- 議論・提示された課題や参加者の意見・提案を、地域生活圏に係る新たな政策立案に活かす。

# ④ 社会的インパクトの可視化 (R8. 7. 21 有識者検討会開催、年度内ガイダンス策定)

## 必要性・目的

- ✓ 民間の地域経営主体の取組に対して、資金や人材の不足により補助金等の資金面での行政による支援がないと運営できない
- ✓ 地域経営主体の取組について、どのような効果が見込まれるのかわからず自治体の協力が得られない

→ 地域経営主体の活動における社会的インパクト可視化の手法を示すことで、金融機関や民間企業、自治体に地域経営主体の活動の効果を提示し、資金や人材の呼び込みや自治体の協力を得やすくする

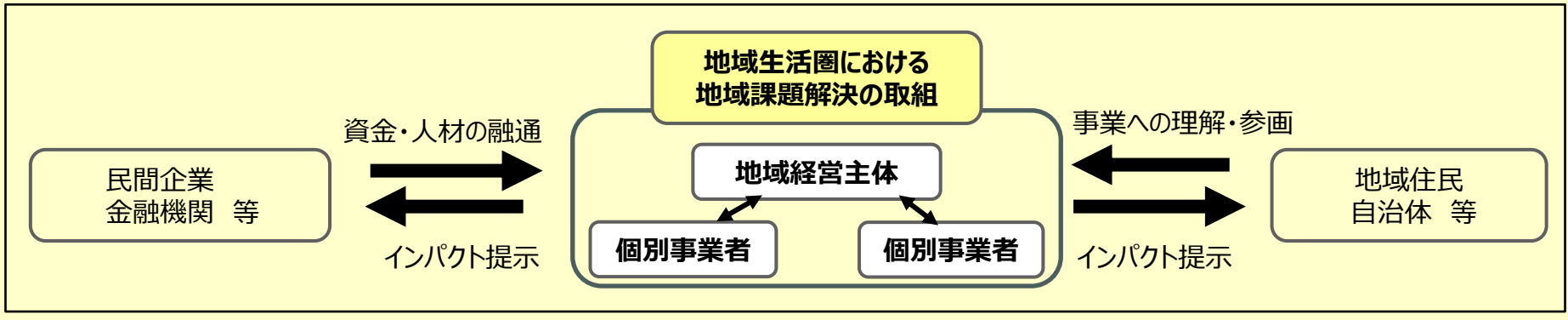
## 施策の概要

### 社会的インパクトの可視化

- ・ 地域経営主体の活動における社会的インパクト (※) の可視化について、有識者検討会を設置し、内容を検討する。検討に当たっては、現地実証を行うとともに、結果をガイダンスに取りまとめる予定。

(※) 短期・長期の変化を含め事業や活動の結果として生じたアウトカム (変化・効果)

<社会的インパクトの活用イメージ>



## ④ 社会的インパクトの可視化(今後の調査・検討方針)

### 目的

- 国土審議会推進部会地域生活圏専門委員会とりまとめ報告書において、地域生活圏の形成を促進するための施策のあり方に関して、資金や人材を呼び込むための環境整備として、事業によって生まれる「社会的インパクト」を可視化する手法等を検討することが必要であるとされた。これを踏まえ、有識者検討会における議論・検討、地域での実証調査を通じて、地域生活圏形成における社会的インパクトの可視化の手法の検討を行う。

### 検討会の構成

※五十音順、敬称略

今田 克司	一般財団法人社会的インパクト・マネジメント・イニシアチブ (SIMI) 代表理事
片山 貴彦	しずおかまちづくりコンサルティング株式会社 代表取締役
神田 佑亮	呉工業高等専門学校環境都市工学分野教授
工藤 七子	公益財団法人社会変革推進財団 (SIIF) 常務理事
越 直美	三浦法律事務所弁護士
高橋 智志	インパクトサークル代表取締役社長CEO/静岡大学客員教授
鶴田 彩乃	トヨタ自動車株式会社 先進プロジェクト推進部 社会課題DeepDive 事務局リーダー
畠山 洋平	株式会社博報堂 地域共創プラットフォーム事業推進局局長
蛭間 芳樹	日本政策投資銀行 産業・地域調査部課長/設備投資研究所主任研究員/イノベーション投資部参事役

### スケジュール (想定)

時期	実施内容
R8年7月21日 (予定)	第1回検討会開催 …… 実証調査の方針及び対象事業者について 等
R8年8月 ~	実証調査 等
R8年9月~11月	実証調査、検討会開催、ガイダンス骨子案の作成 等
R9年1月~2月 (予定)	検討会開催 …… ガイダンス (案) のとりまとめ
R8年度内	ガイダンスの公表

## 【地域生活圏の形成に向けた地域での取組について】

- 本日の事例紹介・プレゼンテーションの内容も踏まえ、各地域において地域生活圏形成の取組を具体的に進めていくに当たり、重要なポイントは何か。

## 【今後講じる施策・さらなる推進方策について】

- 各施策の方向性・進め方について、ご意見をいただきたい。
- これら各施策に加え、地域生活圏の形成に向け、更なる施策の推進に当たっては、どのように取り組むべきか。